

横浜市地域活動支援センター事業障害者地域作業所型

地域作業所 陽だまり 重要事項説明書

この説明書は、
社会福祉法人 ふじ寿か会
(以下「本会」という。)が運営する地域作業所 陽だまり(以下「作業所」という。)
に通所することを希望する方に対して、横浜市地域活動支援センター事業障害者
地域作業所型実施要綱に基づき、作業所の概要や活動内容、ご注意いただきたい
ことを説明するものです。

◇◆目次◆◇

1. 運営法人の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 活動時間と定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 職員の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5. 活動内容と負担金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
6. 通所に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
7. 支援の記録について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
8. 損害賠償保険への加入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
9. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

社会福祉法人 ふじ寿か会

(地域作業所 陽だまり)

当事業所は横浜市地域活動支援センター事業障害者地域作業所型の実施にあたり横浜市に事業者登録をしています。

1. 運営法人の概要

名称	社会福祉法人 ふじ寿か会
所在地	神奈川県横浜市緑区西八朔町773-2
電話番号	045-931-7141
代表者氏名	理事長 前田 順啓
設立年月日	平成3年6月25日

2. 事業所の概要

事業所の種類	横浜市地域活動支援センター事業障害者地域作業所型 令和25年4月1日登録
事業所の目的	主に就労することが困難な在宅の障害者が、地域住民の支援と協力を得ながら、生活訓練および創作、軽作業等を通じて、地域社会の中で生活することを目指して活動する。
事業所の名称	地域作業所 陽だまり
事業所の所在地	神奈川県横浜市緑区北八朔町2009-1
電話番号	045-937-3630
所長(管理者)	塚田 友美
運営方針	・通所者の自己決定及び人権を尊重して、常に通所者の立場に立った活動を行うよう努めるものとする。 ・地域との結びつきを重視し、横浜市、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
開設年月	平成25年4月1日

3. 活動時間と定員

活動時間	月曜日～金曜日 9時30分～16時00分	定員	15名
------	----------------------	----	-----

4. 職員の体制

<主な職員の配置状況>

(1)所長*¹ 1名(常勤職員)

作業所の職員の管理、通所申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、作業所の職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2)職員*² 2名

通所者に対する日常生活上の支援、相談、介助等を行う。

☆上記の職員の配置については、横浜市地域活動支援センター事業障害者地域作業所型の登録基準を遵守しています。

〈主な職種の勤務体制〉

(1) 所長 8:30～17:30 1名

(2) 職員 8:30～15:30 2名

☆但し、不定期に休日に活動を行う場合等は、上記と異なる場合があります。

*1 「横浜市地域活動支援センター事業障害者地域作業所型実施要綱」第10条にいう「施設長」のことをいう。

*2 同第10条にいう「指導員」のことをいう。

5. 活動内容と負担金

(1) 支援計画

①通所者は通所申請の際、作業所に対し、原則として生活記録表を提示するものとし、また作業所は通所者に対し、必要に応じてその状況を把握するその他の関係書類の提示を求められます。

②作業所は、前項を踏まえ支援計画を作成し、通所者の状況等により必要な見直しを行うものとします。また、この内容については作業所と通所者相互の合意を要します。

③通所者はいつでも支援計画についての説明を求め、意見を述べるすることができます。

(2) 活動内容

①前条に定める支援計画に基づき、生活訓練および創作、軽作業を中心とした活動を行い、社会参加の促進を図ります。

②前項の活動内容およびその時間は、通所者にとって負担にならないよう十分に配慮します。

③作業に伴う収入については、その作業に必要な経費を除いた額を通所者に工賃として支払います。

(3) 負担金

通所にあたっては、作業所の下記に掲げるサービス提供を受ける場合は、負担金をお支払いください。

①通所者負担金 月 5,000 円

②給食費 1食 421 円

(4) 負担金の支払い方法

前記の負担金等は、1か月ごとに計算し、請求しますので、翌月月末までに現金でお支払いください。

6. 通所に関する留意事項

(1)通所者の体調等の理由で予定されていた活動ができない場合には、通所者の同意を得て、活動内容の変更を行います。

(2)通所者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動は行ってはなりません。

(3)故意により施設・設備を破損した場合は現状に復帰する費用を負担いただくことがあります。

7. 支援の記録について

(1) 記録の確認

作業所では通所者の支援にあたり、通所状況、活動内容、その他必要な事項を記録し、通所者にその内容の確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。尚、支援計画及び記録は、当該日より5年間保存します。

(2) 通所者の記録や情報の管理、開示について

作業所では、関係法令に基づいて、通所者の記録や情報を適切に管理し、通所者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、通所者の負担となります。)

また、事故が発生した場合や、利用者の健康状態が急変した場合において、本会、障害者支援センターが関係機関へ連絡をする際や、支援の質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のためなどに、必要な個人情報をを用いることがあります。

8. 損害賠償保険への加入

作業所での活動中に、本会の責任と認められる事由によって通所者に損害を与えた場合には、速やかに通所者の損害を賠償します。この賠償を行うため本会は施設賠償責任保険に加入しています。

9. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

地域作業所 陽だまり 所長 塚田友美 解決責任者 ふじ寿か会 理事長 前田 順啓	所在地 横浜市緑区北八朔町 2009-1 電話番号 045-937-3630 FAX 045-937-3450 携帯番号 090-1033-8757 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30
ふじ寿か会 第三者委員 小林 小百合	携帯番号 090-5549-5805 受付時間 随時
ふじ寿か会 第三者委員 田村 貞夫	携帯番号 090-5399-6697 受付時間 随時

(2) 行政機関その他苦情受付機関

横浜市健康福祉局障害支援課在宅支援係	所在地 横浜市中区本町 6-50-10-15 階 電話番号 045-671-2416 FAX 045-671-3566 受付時間 月～金曜日 8:45～17:15(祝日・年末年始は休み)
緑区役所福祉保健センター	所在地 神奈川県横浜市緑区寺山町118 電話番号 045-930-2323 FAX 045-930-2435 受付時間 月～金曜日 8:45～17:00(祝日・年末年始は休み)
かながわ福祉サービス運営適正化委員会	所在地 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター14 階 (福)神奈川県社会福祉協議会 かながわ権利擁護相談センター「あしすと」内 電話番号 045-312-2200 FAX 045-322-3559 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始は休み)
横浜市福祉調整委員会	所在地 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル5階 健康福祉局相談調整課 電話番号 045-671-4045 FAX 045-681-5457 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始は休み)

